

## 意見書

平成20年 6月17日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

郵便番号 920-8605  
(ふりがな) かなざわしひこそまち  
住所 金沢市彦三町2丁目1番45号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃえふえむいしかわ  
名称 株式会社エフエム石川  
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょう あいかわひさつく  
代表者 代表取締役社長 相川久嗣

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおりを提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
13頁～15頁		第2章 実現する放送	<p>「地方ブロック向け放送」に於いて、ローカル情報のウエートは編成レイヤーの運営いかんとなるが、「地域振興」の観点からローカル情報の確保は必須の条件。県域レベルの情報を保障するため一定の目安(例えば20%以上)として明示すべきある。そうしないと、県域レベルに存在するリスナーの獲得は難しい。</p>
23頁～24頁		<p>第3章 周波数の割当て  3 新たな周波数割当て方法の検討  (2)「地方ブロック向け放送」の扱い</p>	<p>「地方ブロック」の区分けについて、電波の逼迫情報は十分理解するものの、文化・物流等の交流圏域と社会的役割を考えれば、太平洋側の東海地区と日本海側の北陸地区を併せた「中部ブロック」では有機的結合は少なく、「北陸ブロック」或いは北陸地区と信越地区を併せた「北信越ブロック」を認めるべきである。行政的には北陸総合通信局、北陸農政局等があり、これを当地の発展のためのブロックの基本とすべきと考える。</p>